

獨協埼玉中学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校を卒業した者に対し、中等普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、獨協埼玉中学校という。

(位 置)

第3条 本校は、埼玉県越谷市大字恩間新田字寺前316番地に置く。

第2章 収容定員

(収容定員)

第4条 本校の収容定員は、480名(男・女)とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律によって休日とされる日

(3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

(5) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

(6) 学年始休業 4月1日から4月4日まで

(7) 開校記念日 10月22日

(8) 埼玉県民の日 11月14日

2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、

かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。

3 非常災害その他急迫の事情があるときもしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は小学校を卒業した者、または、これに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学及び編入学資格)

第10条 第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

2 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考のうえ校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書等その他必要書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可されたときは、保護者においてすみやかに保証人連署の誓約書その他の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われな

いときは、入学の許可を取り消す。

(転 学)

第14条 転学しようとするときは、保護者は本校所定の書類にその事由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退 学)

第15条 退学しようとするときは、保護者は本校所定の書類にその事由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその事由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒が、病気その他やむを得ない理由により3か月以上出席することができないときは、保護者は、所定の書類にその事由を明記し、医師の診断書等を添え休学を願い出て、許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事由を明記し、医師の診断書等を添え願い出て、許可を受けなければならない。

(出席停止)

第18条 生徒が伝染病にかかりまたはそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第19条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第20条 生徒の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、教科、道徳、特別活動、総合的な学習及び学校行事等により編成し、その教科、科目及び時間数は別表(1)のとおりとする。

(学習評価)

第22条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第23条 本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第6章 保護者及び保証人

(保護者)

第24条 保護者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄姉、縁故ある者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保護者は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に、学校教育活動に協力しなければならない。

(保証人)

第25条 保護者は、自己のほか、独立の生計を営む成人で、生徒の生活と教育について学校に対し、責任を負うことのできる者を一人保証人として定めなければならない。

(保護者及び保証人の変動)

第26条 保護者または保証人が転居または氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失そうまたは後見開始の審判若しくは破産等にかかわるものであるときは、改めて保護者または保証人を定めなければならない。

3 保証人が適当でない認められるときは、変更させることがある。

第7章 職員組織

(職員組織)

第27条 本校に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教頭 | 2名以内 |
| (3) 教諭 | 24名以上 |
| (4) 養護教諭 | 1名以上 |
| (5) 講師 | 5名以上 |
| (6) 事務職員 | 2名以上 |
| (7) 学校医 | 1名以上 |
| (8) 学校歯科医 | 1名以上 |
| (9) 学校薬剤師 | 1名以上 |

2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

3 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。

4 第1項の職員のほか必要あるときは副校長を置くことができる。

5 前項に定める副校長の職務は第3項に準ずる。

6 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第8章 授業料、入学金及び入学検定料

(授業料、入学金及び入学検定料)

- 第28条 本校の授業料、入学金及び入学検定料等は別表(2)のとおりとする。
- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
 - 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
 - 4 経済的理由で授業料の納付が困難な場合その他特別な理由があるときは、別に定めるところにより、授業料の一部を減免することがある。
 - 5 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を6カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
 - 6 すでに納入した授業料、入学金及び入学検定料は、返還しない。ただし、特別な事情がある場合は、その全部または一部を返還する。

第9章 賞 罰

(褒 賞)

- 第29条 成績、性行ともにすぐれ他の模範となる者及び精勤者は褒賞することがある。

(懲 戒)

- 第30条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。
- 2 懲戒は訓告及び退学とし、校長がこれを行う。
 - 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(雑 則)

- 第31条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、平成16年1月1日から施行する。
 - 2 平成15年度以前の入学者に係わる授業料、施設費および維持費については、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成18年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年獨崎中学則第2号)
- 1 この学則は、平成21年11月26日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則 (平成23年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、平成26年1月30日から施行する。

附 則 (平成27年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年獨崎中学則第1号)
- 1 この学則は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。